

小川町民会館 施設利用料金表

町民会館【ホール棟、2階、屋外ステージ】(町内利用は7ヵ月前の同日、町外利用は6ヵ月前の同日より申請可) ※ホール使用の場合は、別に附属設備使用料がかかります。											
			午 前 9:00~12:00		午 後 13:00~17:00		夜 間 17:30~21:00		一 日 9:00~21:00		
			町 内	町 外	町 内	町 外	町 内	町 外	町 内	町 外	
ホ ー ル 棟	入 場 無 料	平 日	8,000	10,400	12,000	15,600	16,000	20,800	32,400	42,120	
		土・日・祝	10,400	13,520	15,600	20,280	20,800	27,040	42,100	54,730	
	有 料 入 場	500円以下	平 日	9,600	12,480	14,400	18,720	19,200	24,960	38,880	50,544
			土・日・祝	12,480	16,224	18,720	24,336	24,960	32,448	50,520	65,676
		501円～ 2,000円	平 日	10,400	13,520	15,600	20,280	20,800	27,040	42,120	54,756
			土・日・祝	13,520	17,576	20,280	26,364	27,040	35,152	54,730	71,149
		2,001円～ 3,000円	平 日	12,000	15,600	18,000	23,400	24,000	31,200	48,600	63,180
			土・日・祝	15,600	20,280	23,400	30,420	31,200	40,560	63,150	82,095
	3,001円 以上	平 日	14,400	18,720	21,600	28,080	28,800	37,440	58,320	75,816	
		土・日・祝	18,720	24,336	28,080	36,504	37,440	48,672	75,780	98,514	
	楽 屋 1	(7.50㎡/2名)	600	780	800	1,040	1,100	1,430	2,300	2,990	
	楽 屋 2	(21.0㎡/10名)	1,600	2,080	2,200	2,860	2,800	3,640	6,000	7,800	
	楽 屋 3	(5.50㎡/1名)	200	260	300	390	400	520	800	1,040	
2 階	会 議 室 1	(122.04㎡/50名)	3時間単位(準備、後片付けを含む) 2,200 (町外料金2,860円)								
	会 議 室 2	(136.08㎡/50名)	3時間単位(準備、後片付けを含む) 2,200 (町外彫金2,860円)								
	会 議 室 3	(49.80㎡/30名) ※1時間につき400円 17:00以降500円	400	520	400	520	500	650			
	会 議 室 4	(44.80㎡/20名) ※1時間につき300円 17:00以降400円	300	390	300	390	400	520			
	会 議 室 5	(76.50㎡/40名)	1,000	1,300	1,400	1,820	1,800	2,340	3,800	4,940	
屋外ステージ(内庭を含む)			1日(準備、後片付けを含む。電力使用料金1kw/h 200円) 5,000								

中央公民館【1階】(1ヵ月前より相互利用にて申請可。町民会館の貸出区分・料金が適用されます)										
			午 前 9:00~12:00		午 後 13:00~17:00		夜 間 17:30~21:00		一 日 9:00~21:00	
			町 内	町 外	町 内	町 外	町 内	町 外	町 内	町 外
1 階	講 座 室 1	(36.80㎡/18名) ※1時間につき300円 17:00以降400円	300	390	300	390	400	520		
	講 座 室 2	(68.04㎡/30名)	1,000	1,300	1,400	1,820	1,800	2,340	3,800	4,940
	講 座 室 3	(68.04㎡/30名)	1,000	1,300	1,400	1,820	1,800	2,340	3,800	4,940
	講 座 室 4	(62.37㎡/30名)	1,000	1,300	1,250	1,625	1,500	1,950	3,350	4,355
	講 座 室 5	(62.37㎡/30名)	1,000	1,300	1,250	1,625	1,500	1,950	3,350	4,355

- ※備 考
- 町外居住者(町内に住所、事業所または事業所等を有しない者)が利用する場合、または町外居住者を主たる対象として利用する場合は、上記利用料金表の「町外」欄が適用されます。(所定の利用料金の額の30%に相当する額を加算した額とします)
 - 準備、練習、後片付けの時間は利用料金の額に含まれます。
 - 利用日以前に準備、練習でホール・楽屋を利用する場合の利用料金は、1回に限り所定の利用料金の額の50%に相当する額とします。
 - ホール・会議室並びに講座室の利用者が、入場料金、その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、所定の利用料金の額に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とします。
ア. 入場料金が500円以下の時・・・20% イ. 入場料金が500円を超え2,000円以下の時・・・30%
ウ. " が2,000円を超え3,000円以下の時・・・50% エ. " が3,000円を超える時・・・80%
 - ホール以外の施設は、利用時間を超過した場合、1時間(1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とします)につき利用料金の30%に相当する額とします。ただし、午後9:00以降の超過は出来ません。